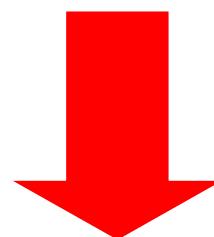


# 令和7年度 住居表示実施について

小 郡 地 区

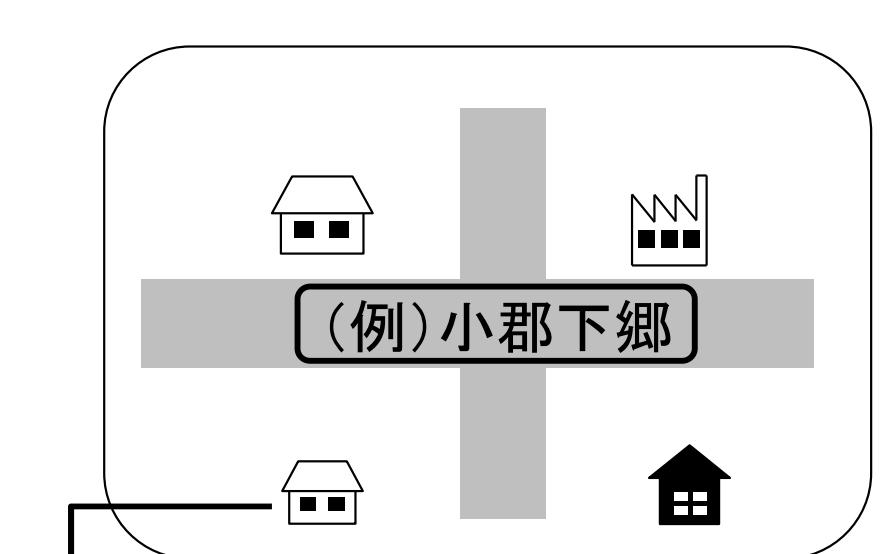
「住居表示」制度によって  
対象区域の住所が  
**新しい表し方**に変わります。



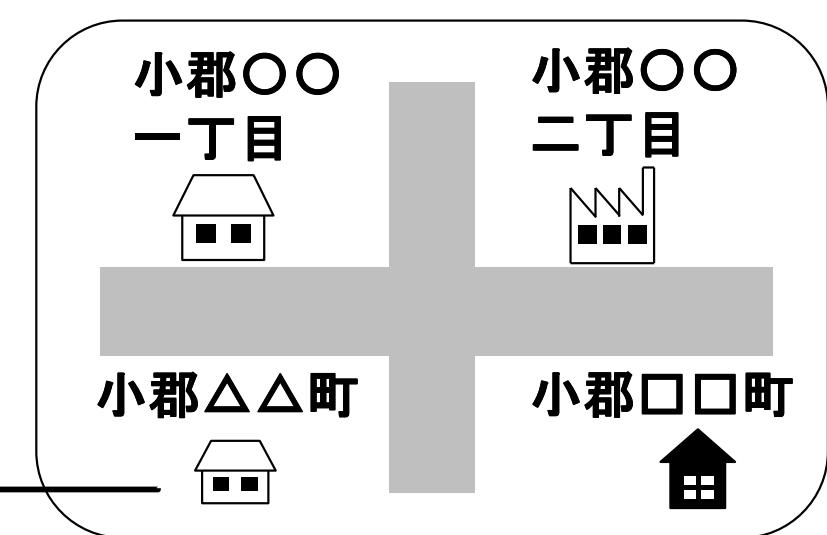
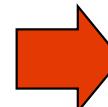
令和8年2月14日（土）から  
新しい住所になります。

# ■ 住居表示とは

大字(小郡下郷)より狭い範囲で新しい町の区域を設定し、建物に番号を順序良く付番して分かりやすい住所とするもの



住居表示実施



住所は字名と地番で表す。

住所表記

(例) 山口市小郡下郷1440番地1

地域内を道路・河川・鉄道等で区切り、新しい町を決める。住所は新町名と街区符号と住居番号で表す。

住所表記

(例) 山口市小郡△△町5番1号

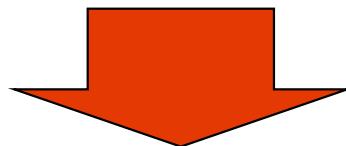
# ■ 住所の表し方

従来の「大字名」と「地番」による住所の表し方では…

- ・大字「小郡下郷」の区域が広い
  - ・地番が順序良く並んでいない
  - ・1つの地番にたくさんの枝番がある
- 
- ・住所を聞いても具体的な場所をイメージしづらい、分かりづらい
  - ・訪問者、宅配業者等が、目的の家や会社を探しにくい、時間がかかる

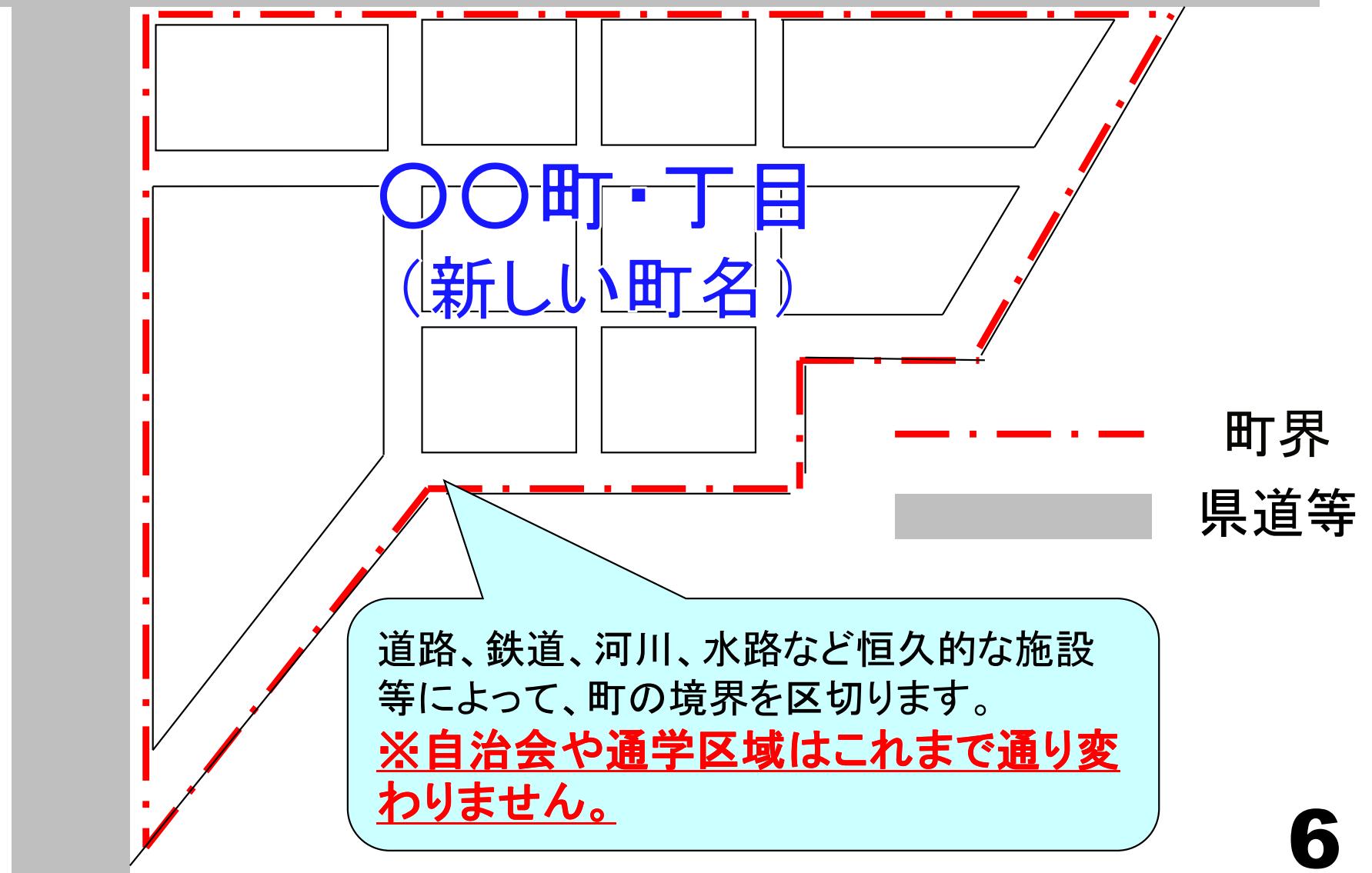
## 「住居表示」による住所の表し方なら…

- ・大字より狭い範囲で新町名の区域を設定する
- ・一定の規則に従って、順序良く、建物に番号を付ける

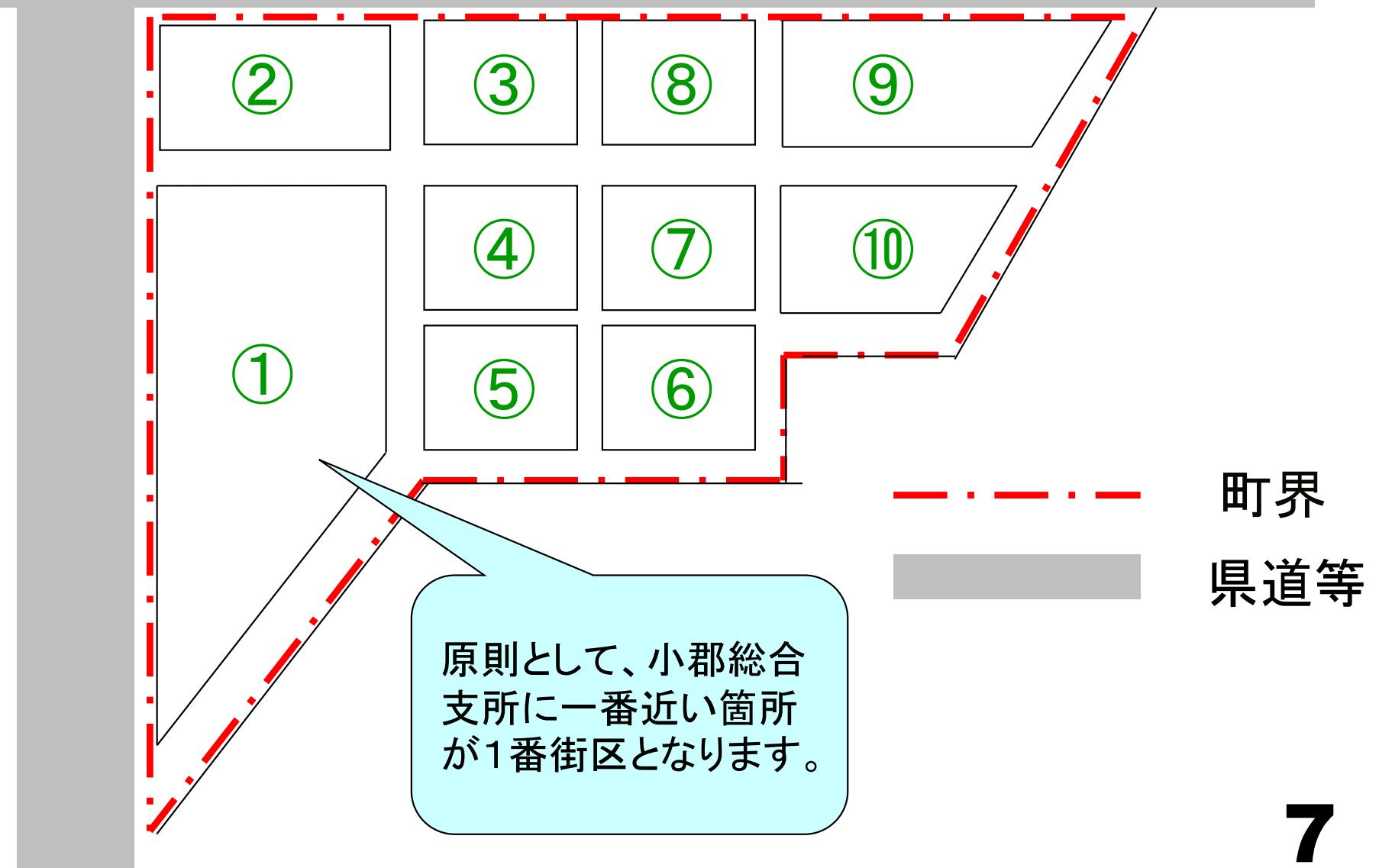


- ・誰もが分かりやすい住所
- ・訪問者、宅配業者等が、目的の家や会社を探しやすい、速やかに到着できる

# ■住居表示の方法 (町割→街区割→住居番号)



# ■住居表示の方法 (町割→街区割→住居番号)



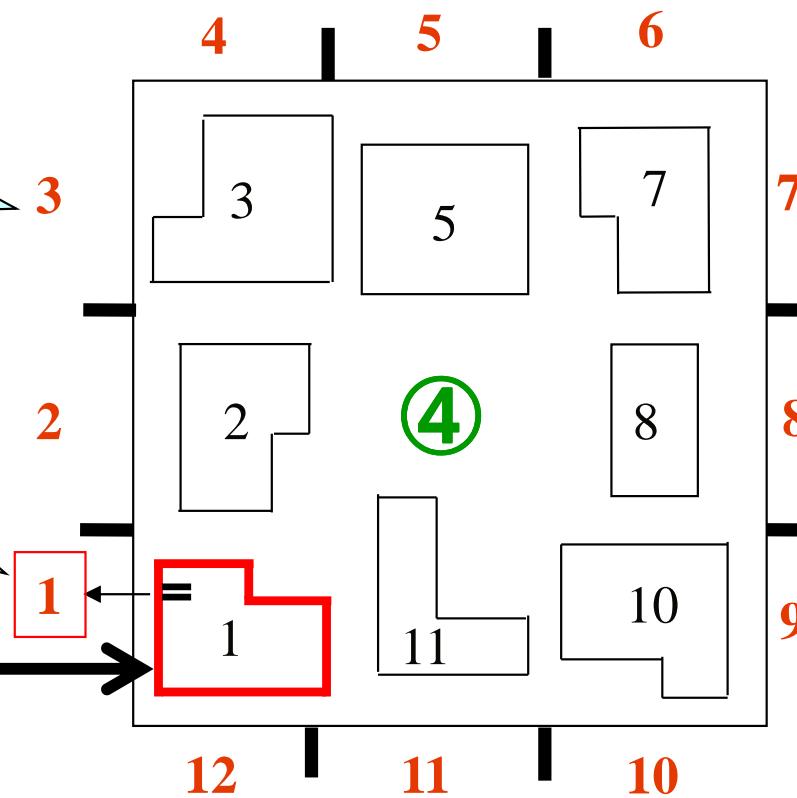
# ■住居表示の方法 (町割→街区割→住居番号)

○○町・丁目

## 【基礎番号】

- ・10m(または15m)間隔
- ・原則右回り

住居番号は、建物の  
出入口が接している  
基礎番号を用います



山口市 ○○町・丁目 4番1号

## ■住所の表し方は次のようにになります

< 例 >

【実施前】

山口市 小郡下郷 1440番地1

大字名 地番

【実施後】

山口市 小郡○○町・丁目 ○番 ○号

新しい町名 街区符号 住居番号

# ■本籍の表し方は次のようにになります

< 例 >

【実施前】

山口市 小郡下郷 1440番地1

大字名 地番

【実施後】

山口市 小郡○○町・丁目 1440番地1

新しい町名 地番

## ■不動産(土地)の表し方は次のようになります

< 例 >

【実施前】

山口市

小郡下郷

大字名

字△△

小字名

1440番1

地番

【実施後】

山口市

小郡○○町・丁目

新しい町名

1440番1

地番

## ■不動産(建物)の表し方は次のようになります

< 例 >

【実施前】

山口市 小郡下郷 字△△ 1440番地1  
大字名            小字名            地番

【実施後】

山口市 小郡〇〇町・丁目 1440番地1  
新しい町名            地番

## ■新しい表示方法をまとめると

<例>

【住所】

山口市 小郡〇〇町・丁目 〇番 〇号

↑ 新しい町名 新しい番号

【本籍・不動産(建物)】

山口市 小郡〇〇町・丁目 〇〇番地

↑ 新しい町名 ↑ これまでと  
↓ 同じ番号

【不動産(土地)】

山口市 小郡〇〇町・丁目 〇〇番

## ■住所の略記の仕方

< 例 >

正式) 山口市 小郡矢足〇丁目 **1番1号**

略記) 山口市 小郡矢足〇丁目 **1－1**

「1番1号」の部分を「1－1」のように“ハイフン”を使用して略記できます。

## ■住居表示を実施すると…

実施区域内には町名、住居番号等を示した表示板を設置します

■街区表示板

■町名表示板

■住居番号表示板

※自治会名表示板(イメージ)

町名と自治会名が異なる場合に希望に応じて設置します。



## ■新住所の確定について

新住所(案)は、住居表示台帳閲覧期間(次頁)の終了時点で確定します。

ただし、新住所をご使用いただくのは、2月14日(土)からです。ご注意ください。

## ■住居表示台帳の閲覧について

住居表示台帳閲覧期間、閲覧場所

【期間】

12月8日(月)～22日(月) 平日 8:30～17:15

【場所】

小郡総合支所 2階 地域振興課

上記のほか、12月12日(金)～12月21日(日)に開催する住居表示実施に伴う手続きに関する説明会の際にもご確認いただけます。

新住所(案)に疑義がある場合、台帳閲覧期間終了までの間に限り、p6～8の原則の範囲内で、例外的に変更のご相談に応じることが可能な場合もあります。

## ■必要な手続きについて

住所の変更に伴い、住所の登録先に対して、変更の手続きが必要となります。

それらの手続きの際には、市が発行する  
**住居表示変更証明書**  
が必要となります。

## ■本籍が変わるとおられます

住居表示実施区域内に本籍をおいておられる方は、住居表示実施日の2月14日(土)に本籍が変わります。

変わり方は、p10の説明のとおり、「小郡下郷」の部分が「小郡〇〇町・丁目」に変わりますが、地番はそのままです。

本籍が変わった場合、住居表示実施日以降に、戸籍の筆頭者様宛に戸籍住民課から本籍変更通知書が届きます。

## ■必要な手続きについて

住所や本籍の変更に伴い、住所や本籍の登録先に  
対して、変更の手続きが必要となります。

それらの手続きの際に必要となる、市が発行する書  
類には

- 住居表示変更証明書
  - 本籍変更通知書
  - 本籍変更証明書
- などがあります。

# ■住居表示変更証明書

見本

## 証 明 書

氏名、名称又は施設の名称	生活 太郎	
住所、居所施設の場所の表示	実施前	山口市 小郡下郷 1440番地1
	実施後	山口市 小郡本町○丁目 ○番 ○号
実施期日		令和 8 年 2 月 14 日

住居表示に関する法律第3条第1項及び第2項の規定に基づき、

上記のとおり住居表示の変更があつたことを証明する。

令和 8 年 2 月 16 日

山 口 市 長



- 無料
- 本人、又は同一世帯員から請求  
※その他の場合、**委任状**が必要  
※「同一世帯員」とは、単に同居しているだけでなく、住民票上でも世帯が同じ人を指します。
- 請求者の**本人確認書類の提示**が必要
- 住居表示実施日以降に発行
- 発行場所
  - ・生活安全課
  - ・各総合支所地域振興課
  - ・各地域交流センター(次は除く。大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東)
  - ・各地域交流センター分館
  - ・大海総合センター

## ■住居表示変更証明書については、 事前申請を受け付けます

事前申請用紙にご記入いただき、生活安全課または小郡総合支所地域振興課にご提出ください。住居表示実施に伴う手続きに関する説明会でも受け付けます。(郵送、メールまたはFAXも可能)

住居表示実施日(令和8年2月14日(土))以降に届くよう、新住所宛に郵送いたします。

【事前受付期間】

令和7年12月8日(月)～

令和8年2月13日(金)17:00

※この期間中の申請に限り、郵送料は市が負担いたします。

※返信用封筒を添えていただく必要はありません。

【連絡先】生活安全課 083-934-2986

## ■ 事前申請に限り本人確認等は不要です

事前申請いただいた住居表示変更証明書は、申請者の新住所宛に郵送いたしますので、申請書受付時の本人確認書類のご提示は不要です。

他の世帯の方に申請書を預けて、委任状なしでご提出いただくことも可能です(この場合、申請書は世帯ごとに分けてください)。

ただし、住居表示実施日以降のご申請につきましては、事前申請とはなりませんので、本人確認書類のご提示が必要となります。

また、他の世帯の方の申請をされる際には委任状が必須となりますのでご注意ください。

# ■住居表示変更証明書事前申請書

生活安全課

## 記入例 住居表示変更証明書事前申請書（個人用）

申請日：令和〇年〇〇月〇〇日

申請者氏名	生活 太郎	
申請者住所 (現在の表記で)	山口市小郡下郷 1440番地1	
電話番号	( 083 ) 934 - 2986	
証明書発行者氏名 (誰のものが必要か)	枚 数	備考欄  証明書が必要な 申請者ご自身の 氏名もご記入下 さい！
生活 太郎 ←	8	
生活 花子	8	
生活 住太郎	8	
生活 住次郎	8	
生活 住子	8	

令和8年2月13日(金)までに、説明会会場、生活安全課または小郡総合支所地域振興課にご持参いただけ  
ば、郵送、メールまたはFAXにてご申請いただきますと、住居表示実施日(令和8年2月14日(土))以降、住居  
表示変更証明書を実施後の新住所宛に郵送いたします。

※同一世帯の方の証明書のみ、1枚の申請書で、まとめて申請できます。

# ■本籍変更通知書

見本

令和8年 2月 14日

754-\*\*\*\*  
山口市小郡本町○丁目○番○号  
生活 太郎 様

山口市長 伊 藤 和 貴

印

本 簿 の 変 更 に つ い て

土地の名称変更に伴い、令和8年 2月 14日から本籍を次のとおり変更いたしましたのでお知らせします。

筆頭者氏名 生活 太郎

旧 本 簿 山口県山口市 小郡下郷 2253番地1

新 本 簿 山口県山口市 小郡本町○丁目 2253番地1

○本籍を変更した人の氏名

生活 花子  
生活 住夫  
生活 住子 (順不同)

※なお、このお知らせは、上記変更日現在のデータに基づき作成したものです。  
その後、届出等により、既に住所を変更された方や除籍された方にこのお知らせが届いた場合は、ご容赦ください。

山口県山口市役所 戸籍住民課戸籍担当  
TEL 083-934-2770

- 住居表示実施日以降
- 戸籍の筆頭者様宛に
- 1通 発行(郵送) ※請求不要

※本籍が変わるのは、運転免許証の住所変更手続き等にあわせて、本籍の変更手続きも行ってください。

※運転免許証の変更手続きでは、確認後、通知書が返却されますので、同一戸籍内の方全員でお使いいただくことができます。

# ■本籍変更証明書

住居表示実施日以降に、申請があった場合のみ発行されます。

見本	証 明 書		
氏 名		生活 太郎	
本籍の表示	実施前	山口県山口市小郡下郷	2253番地1
	実施後	山口県山口市小郡本町〇丁目	2253番地1
実 施 期 日		令和 8年 2月 14日	

住居表示の実施に伴い、上記のとおり本籍の表示が変更になったことを証明します。

令和 8年 2月 16日

山口県山口市長 伊 藤 和 貴

公 印

## ■ 無料

※運転免許証の本籍変更手続きは、本籍変更通知書(p25)で可能です。

## ■ 同じ戸籍に記載されている方、または直系親族の方から請求

※その他の場合、**委任状**が必要

## ■ 請求者の**本人確認書類**の提示が必要

## ■ 発行場所

- ・総合窓口課
- ・各総合支所総合サービス課
- ・各地域交流センター（次は除く。大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東）
- ・各地域交流センター分館
- ・大海総合センター

## ■住所変更通知用はがきについて

住居表示の実施により、住所が変わったことをお知り合いの方に知らせるためのはがきを無料配布いたします。

◎100枚まで (1世帯あたり)

※うち50枚は、全世帯に配布いたします。

(新住所の確定(p16)後、住居表示実施日までに各種書類と一緒に届けいたします。)

※残りの50枚は、お申込みに応じて追加配布いたします。

## ■はがきの追加配布について

### ■配布枚数

**50枚まで** (1世帯あたり)

### ■配布開始

令和7年12月8日(月)から

令和8年2月13日(金)まで

### ■配布場所

- ・小郡総合支所地域振興課・生活安全課
- ・住居表示に伴う手続きに関する説明会会場

※追加枚数が50枚よりも多く必要な場合は、2月16日(月)以降、はがきの在庫があれば対応いたします。

# ■ 住所変更通知用はがき追加申込書

記入例

生活安全課

## 住所変更通知用はがき追加申込書（個人用）

申請日：令和〇年〇〇月〇〇日

世帯主 氏名	生活 太郎
住 所	山口市 <b>小郡下郷1440番地1</b> ※住居表示実施日後の申請は、新住所で記入してください。
枚 数	50 枚

※ 追加枚数は、一世帯あたり50枚が限度となります。住居表示実施日以降に在庫があれば、追加分に対応しますので、ご相談ください。

説明会会場、生活安全課または小郡総合支所地域振興課にご持参ください。追加分のはがきを、その場でお渡しいたします。

申込書と引き替えに、追加分はがきをお渡しいたしますので、FAXやメールでは申し込みできません。郵送で申請される場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

# ■住所変更通知用はがき(見本)

表面

通信面

<p>郵便はがき</p> <p>□□□□□□□□</p> <p>通信事務郵便</p> <p>日本郵便株式会社 小郡郵便局</p>	<p>(住所表示変更のお知らせ)</p> <p>山口市の住居表示実施事業により、 <u>令和8年2月14日から</u>住所が下記の とおり変更になりますのでお知らせいたします。</p> <p>◎ 郵便物をお出しの際は新住所をご記入ください。</p> <p>◎ 住所録(データ等)の訂正をお願いします。</p> <p>記</p> <p>〈新住所〉郵便番号 754-</p> <p>山口市小郡</p> <p>番 号</p> <p>(方書 )</p> <p>氏名 _____</p> <p>〈旧住所〉山口市小郡下郷 番地</p>
--	---

## ■住所変更通知用はがき印刷用の ファイルをご提供いたします

住所変更通知用はがきの通信面の印刷ができるエクセルファイルを、山口市のウェブサイトに掲載します。

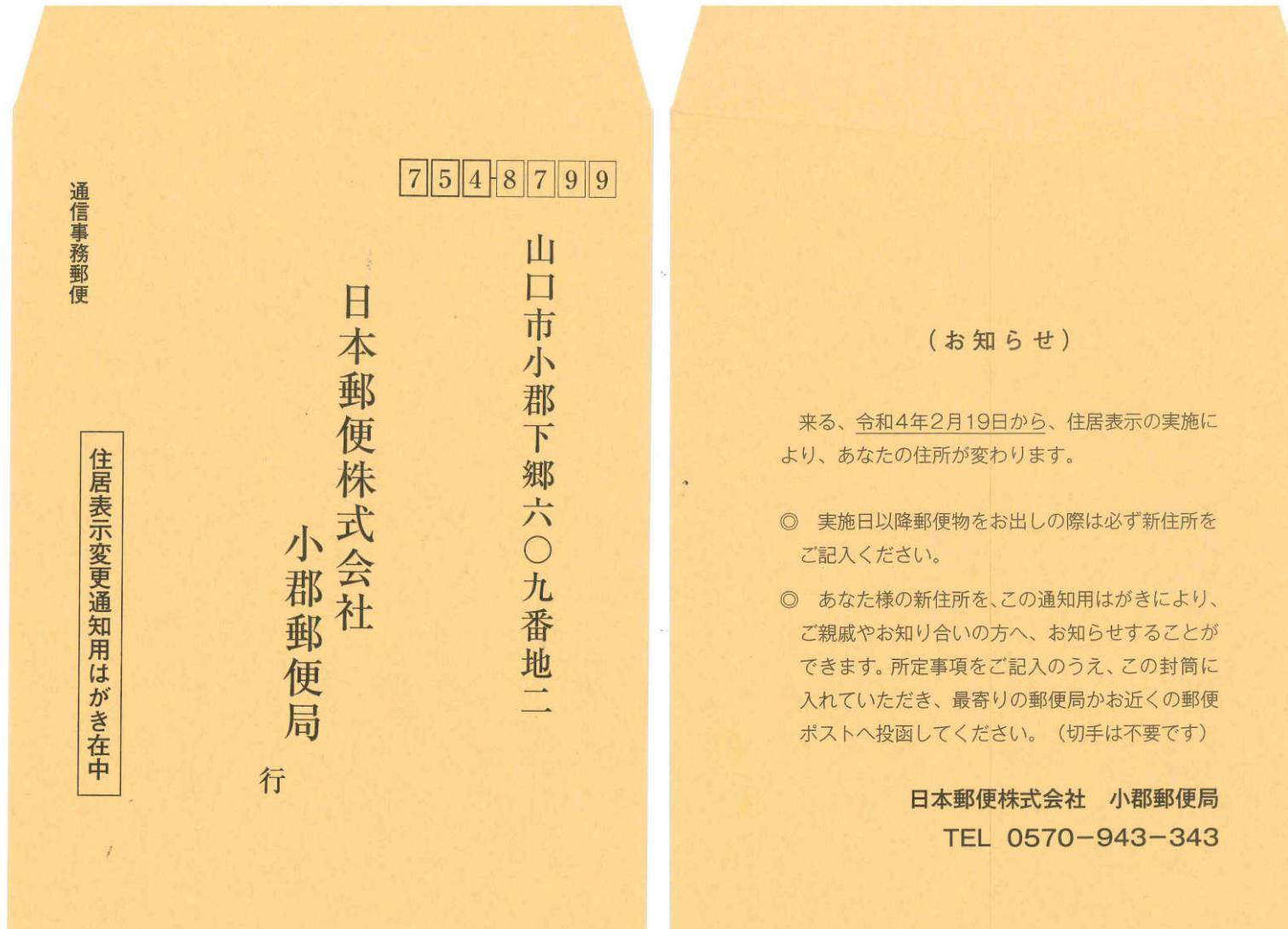
- 掲載開始日  
令和7年12月8日(月)から
- ファイルの場所 (山口市ウェブサイト)  
トップページ → くらしの情報 →  
戸籍・住民登録・パスポート・マイナンバーカード→ 住居表示  
と進んでください。

【URL】<http://www.city.yamaguchi.lg.jp/soshiki/27/184985.html>

## ■ 注意事項

- このはがきは、住所変更のお知らせのみに使うことを条件に、郵便局のご協力により、特別に無料配達をしていただいているので、  
**必要事項以外を書かないでください。**
- 住所変更手続きには使えません。
- 「送付用封筒」(次頁)にはがきを入れて投函してください(封筒が不足した場合、はがきを輪ゴムなどでまとめて投函してください)。
- 切手は必要ありません。

# ■送付用封筒(見本)



はがき50枚につき1枚配布

## ■住居番号決定通知書について

1月初旬から業務受託業者が皆様のお宅を戸別訪問し、住居番号決定通知書等の書類の配布と、町名表示板・住居番号表示板の取付作業を行います。

※配布するのは次の書類です

- 住居番号決定通知書
- 地図(街区割図)
- マイナンバー関係の住所変更手続きのご案内
- 住所変更通知用はがき(50枚)・封筒
- 新郵便番号のご案内

# ■住居番号決定通知書

見本

## 通 知 書

住居表示に関する法律第3条第1項及び第2項の規定に基づき、あなたの住居については、次のとおり、街区符号及び住居番号をつけましたので、同条第3項の規定により通知します。

氏名・名称又は施設の名称	生活 太郎
住 所 施 設 の 場 所	実 施 前 山口市小郡下郷1440番地1
	実 施 後 山口市小郡本町○丁目○番○号
住 居 表 示 の 実 施 期 日	令和8年2月14日

令和8年1月〇〇日

山口市長 伊 藤 和 貴

公  
印

※ ( ) 内は方書きです。

- **住居表示台帳閲覧  
期間終了後  
(1月初旬以降)**
- **世帯主様宛**
- **1通発行**

※ 発行できる決定通知書  
はこの1通のみですので、  
住所変更の手続きには  
**住居表示変更証明書**を  
ご利用いただくことをお勧  
めいたします。

# ■街区割図

※例示している図面は、過去に実施した大内地区のものです。



## ■ご不在時には

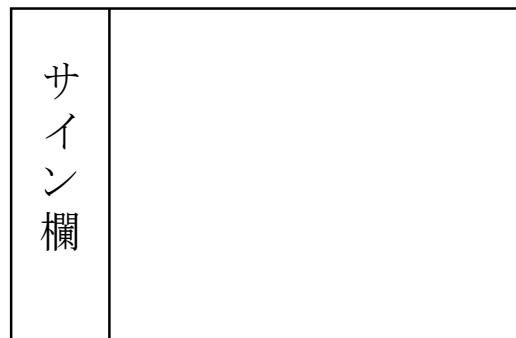
町名表示板と住居番号表示板 (p15) の取付予定位置に、下のような紙を貼って帰ります。

ご確認のうえ、その位置でよろしければサイン欄に○をご記入ください。

別の位置をご希望であれば、その位置に貼り替え、サイン欄に○をご記入ください。また、取付を拒否される場合、サイン欄に×をご記入ください。

※町名と自治会名が異なる場合は、自治会名表示板も希望に応じて貼り付けます。

住居表示板取付予定位置です。



取付了解のサインをお願いします。

# ■ご不在時には

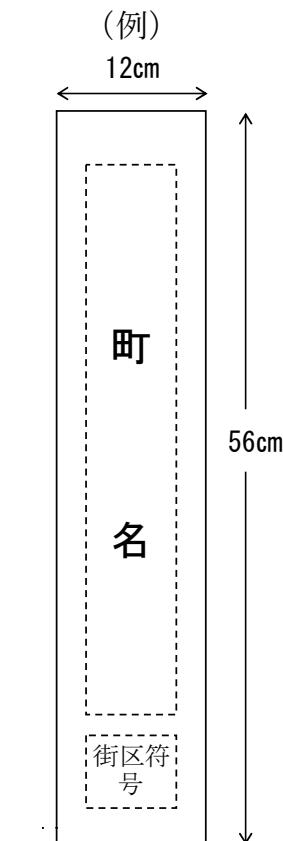
街区の角のお宅など、街区表示板(p15)の取付が必要な場合、取付予定位置に、右のような紙を貼って帰ります。

ご確認のうえ、その位置でよろしければサイン欄に○をご記入ください。

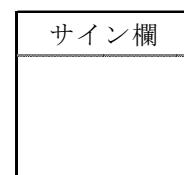
別の位置をご希望であれば、その位置に貼り替え、サイン欄に○をご記入ください。

また、取付を拒否される場合、サイン欄に×をご記入ください。

街区表示板の、取付位置です。



この紙に、取付了解のサインをお願いします。



# ■訪問業者

## 丸菱航業株式会社

TEL 093-921-3292(お間違えのないようお願ひいたします。)

※山口市発行の『名札』と『腕章』を着用しています。

おもて

うら

